広島市告示第４５９号

令和８年１０月２９日

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第１９条第８項の規定により公告します。

なお、この地域計画は、広島市経済観光局農林水産部農政課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり縦覧に供します。

広島市長　　松　井　　一　實

記

１　地域計画を変更した地域

「佐伯区」

２　縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除き毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで